

厚木市庁舎建設等検討委員会公募委員の選考に関する基準

第1 目的

厚木市庁舎建設等検討委員会委員公募要綱第6条に規定する選考委員会において行う公募委員の選考について必要な事項を定める。

第2 選考人数

2人を選考する。ただし、補欠の委員の募集については、補欠の委員数とする。

第3 選考方法及び選考基準

(1) 応募人数が2人以内であった場合

選考委員会は、応募者から提出された申込書を基に総合的に審査し、選考する。

(2) 応募人数が3人以上であった場合

選考委員会は、次の方法により審査を行い、評価点の合計が高い上位2人又は補欠の委員数を公募委員として選考する。

ア 書類審査

選考委員会は、応募者からの申込書を基に書類審査を実施する。選考委員が次表の評価項目ごとに5段階評価で採点し、合計点を応募者の評価点とする。

評価項目	評価点（5段階評価）				
応募した動機の妥当性	5	4	3	2	1
応募の抱負	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【採点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

イ 面接審査

選考委員会は、応募者の書類審査の評価点と同点の場合又は書類審査のみでは判断しがたい場合は、面接審査を実施する。選考委員が次表の評価項目ごとに5段階評価で採点し、合計点を応募者の評価点とする。

評価項目	評価点（5段階評価）				
これまでの社会的経験を生かし建設的な意見を有しているか。	5	4	3	2	1
委員として参加する熱意や意欲が感じられるか。	5	4	3	2	1
自己の意見を持ちながらも周りの人たちとも協調しながらやっつけられるか。	5	4	3	2	1
委員としての責務を自覚しているか。	5	4	3	2	1
委員として公平な立場で物事をみることが出来るか。	5	4	3	2	1

【採点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

第4 その他

応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

以上